

(目的)

**第1条** この要綱は、地震などの自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による被害の軽減を図り、道路利用者の安全を確保するため、ブロック塀等の全部又は一部を取り除く工事(以下「撤去工事」という。)を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、小坂町財務規則(平成24年小坂町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、コンクリート万年塀、レンガ造、石造その他これらに類する塀、門柱等をいう。
- (2) 道路 道路法(昭和27年法律第180号)及び建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく道路その他これらに類するもので町長が認めるものをいう。

(補助対象事業)

**第3条** 補助金の交付対象となるブロック塀等(以下「補助対象ブロック塀等」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 小坂町内に設置されたブロック塀等であって、道路又は不特定の人出入りがある公共用地に面しているものであること。
  - (2) ブロック塀等の高さ(擁壁の上にブロック塀等が設置されている場合は、当該擁壁の高さを含む。)が別表の壁の厚さに対応する高さに該当するものであること。
- 2 補助金の交付対象となる工事(以下、「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 補助対象ブロック塀等を全て撤去するものであること。
  - (2) 補助対象ブロック塀等の一部を撤去する工事にあつては、撤去した後のブロック塀等の高さが全て別表の壁の厚さに対応する撤去後の高さになること。
- 3 補助対象工事は、建設業を営む者であつて、町内に事業所を有する法人事業者又は町内に住所を有する個人事業者が施工するものであること。
- 4 補助金の交付は、同一敷地につき1回限りとする。

(補助対象者)

**第4条** 補助金の交付対象となる者は、町税等を滞納していない者で、町内において補助対象工事を行う個人又は法人とする。

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、補助対象工事に要する経費(消費税及び地方消費税の額を含む。)の10分の8に相当する額とし、20万円を上限とする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 他の補助制度を利用する工事の費用又は公共事業の施行に伴う補償費の対象となった費用は補助対象としない。
- 4 補助対象工事は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日までに完了し、補助金の額の確定を受けるものとする。

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ブロック塀等撤去支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真

- (3) 撤去工事の見積書の写し
- (4) 滞納のないことの証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定等)

**第7条** 町長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第237条の規定により当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

**第8条** 前条第2項の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、第6条の規定に基づく申請の内容を変更しようとする場合は、速やかにブロック塀等撤去支援事業費補助金交付変更申請書（様式第2号）にその内容を確認することができる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付内容の変更を決定した時は、規則第238条第2項の規定により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助交付申請の辞退)

**第9条** 第7条第2項の通知を受けた交付決定者は、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に申請を辞退することができる。

2 前項による辞退又は自己都合により辞退する場合は、速やかにブロック塀等撤去支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、ブロック塀等撤去支援事業費補助金申請者はなかったものとみなす。

(完了実績報告)

**第10条** 交付決定者は、交付決定を受けた事業が完了した場合は、ブロック塀等撤去工事完了実績報告書（様式第4号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事の領収書の写し
- (2) 補助対象工事の施工写真及び当該工事後の全景が分かる写真
- (3) 補助決定通知書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

**第11条** 町長は、前条の規定による報告があった場合は、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その内容を検査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、ブロック塀等撤去支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第12条** 前条の規定による通知を受けた者は、請求書（様式第6号）を町長に提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

**第13条** 町長は、前条の請求があった場合は、補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

**第14条** 町長は、第10条の規定による報告を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助対象工事が要件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置を交付決定者に対して求めることができる。

2 町長は、補助対象工事に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、必要な報告を求めることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

**第15条** 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部

を取り消すことができるものとする。

(1) 偽り又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 規則第236条の規定に基づき付した条件に従わなかったとき。

(3) 前条の規定に基づく求めに従わなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

**第16条** 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付決定者に対し、補助金の一部又は全部の返還を求めるものとする。

(補則)

**第17条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年要綱第20号)

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則 (令和5年要綱第31号)

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

壁の厚さ (ブロックの厚さ)	高さ	撤去後の高さ
10 c m	0.6m超え	0.6m以下
12 c m	0.8m超え	0.8m以下
15 c m	1.0m超え	1.0m以下
19 c m	1.2m超え	1.2m以下



年 月 日

小坂町長 様

申請者  
〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 印  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号) \_\_\_\_\_

ブロック塀等撤去支援事業費補助金交付変更申請書

年 月 日付け小坂町指令第 号で交付決定を受けた小坂町ブロック塀等撤去支援事業費補助金について、申請内容を変更したいので、次のとおり申請します。また、この申請書及び添付書類の記載内容は事実と相違ないこと、記載内容等が事実と異なることが判明した場合は、申請を取り下げを誓約します。

補助対象工事費	円 (変更前)	円
(全体工事費)	円 (変更前)	円
交付申請額	円 (変更前)	円
補助対象工事の概要	全部撤去 ・ 一部撤去 (撤去後の高さ m)	
着手予定年月日	年 月 日 (変更前)	年 月 日
完成予定年月日	年 月 日 (変更前)	年 月 日
備考		

年 月 日

小坂町長 様

申請者  
〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ ⑩  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号) \_\_\_\_\_

ブロック塀等撤去支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け小坂町指令第 号で交付決定を受けた小坂町ブロック塀等撤去支援事業費補助金について、中止（廃止）したいので、次のとおり申請します。

交付決定額	円
補助対象工事の概要	全部撤去 ・ 一部撤去 （撤去後の高さ m）
中止（廃止）理由	
備考	

年 月 日

小坂町長 様

申請者  
〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑨  
(電話番号) \_\_\_\_\_

**ブロック塀等撤去工事完了実績報告書**

年 月 日付け小坂町指令第 号で交付決定を受けた小坂町ブロック塀等撤去支援事業費補助金に係る工事を完了したので、その実績を次のとおり報告します。

ブロック塀等の概要	(住所) 小坂町 (所有者氏名)
補助対象工事費	円 (全体工事費 円)
交付決定額	円
補助対象工事の概要	全部撤去 ・ 一部撤去 (撤去後の高さ m)
着手年月日	年 月 日
完成年月日	年 月 日
施工業者	(氏名又は名称) (所在地) (担当者名)

(添付書類)

- 撤去工事の領収書の写し
- 補助対象工事の施工後写真及び当該工事後の全景が分かる写真
- 補助決定通知書の写し
- 債権者登録申請書 (町に登録していない方のみ)



小発建 第 号  
年 月 日

様

小坂町長

### ブロック塀等撤去支援事業費補助金交付決定額確定通知書

年 月 日付 小坂町指令第 号 で交付決定したブロック塀等撤去支援事業費補助金については、平成 年 月 日付 で報告のあったブロック塀等撤去工事完了実績報告書に基づき交付額を次のとおり確定したので通知する。

交 付 決 定 額	円
確 定 額	円

※補助金の支払いは、 月 日の予定です。  
通帳の記帳によりご確認ください。

# 請 求 書

年 月 日

小坂町長 様

請求者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

㊞

<b>金 額</b>	¥ _____
------------	---------

但し、下記内訳のとおり請求します。

月日	内 訳	数量	単価(円)	金額 (円)
	ブロック塀等撤去支援事業費補助金	一式	—	

振込先 金融機関	銀行							支店
預 金 種 別	普 ・ 当	口座番号						
口座名義(カナ)								

※小坂町記入欄 ブロック塀等撤去支援事業費補助金内訳

工事金額 (税込)	,      ,	×	8/10	=	,      円
① 小坂町補助算定額			=	,000 円	千円未満切捨て
② 小坂町補助上限額			=	200,000 円	
交付決定額 (①と②のうち金額が小さい方)			=	,000 円	